毎週月.水.金曜日発行

富山県報

平成26年５月30日
金　曜　日

第 3769 号

目　　　　次

告　　示

○土地収用法による事業の認定　1
○土地改良区の定款変更の認可　4
○土地改良区連合の定款変更の認可　7

公　　告

○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請　8
○公文書の開示の実施状況
○保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況　9

告　　　　示

富山県告示第277号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第１項の規定により告示する。

平成26年５月30日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

１　起業者の名称

高岡市

２　事業の種類

高岡市立野村小学校体育館改築及び駐車場整備事業

３　起業地

⑴　収用の部分

高岡市野村地内

⑵　使用の部分

なし

4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

⑴　法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、高岡市野村地内の土地を起業地とする高岡市立野村小学校体育館改築事業及び駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、高岡市が事業主体となり、市立野村小学校における体育館の改築及び職員等駐車場の整備を行うものであり、土地収用法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

⑵　法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である高岡市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じるとともに、整備後においても既存の施設と一体的に管理することとしており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

⑶　法第20条第3号の要件への適合性について

ア　得られる公共の利益

市立野村小学校の体育館については、昭和45年に建設され築後43年を経過し、構造耐震指標（以下「Is値」という。）が0.42で「震度6強」の地震で崩壊や倒壊する危険性がある建物と診断されている。市の地域防災計画では、学校の建物は災害時の避難所とされることから、より安全なIs値0.75以上に補強することが求められている。

また、児童数1人当たりの床面積が市内の小学校で最も小さく、卒業式等の学校行事の際に児童全員を体育館内に収容することができない状況となっている。

このため、地域防災計画に定める耐震性を有し、文部科学省による体育館整備必要面積算定基準による面積を確保する体育館を整備するものであり、これにより、安全性を確保するとともに学校行事を円滑に実施することがで

きるようになり、良好な教育環境の確保に寄与すると考えられる。

駐車場については、非常勤を含む職員60人のうち52名が自動車通勤をしているが、同小学校が確保している駐車場の収容台数は42台分と不足しているため、駐車場に収容できない自動車は学校敷地内の通路部分等に分散駐車せざるを得ない状況であり教育環境に悪影響を及ぼしている。

また、来校者や児童送迎の保護者等の車両が駐車する場所がないため、路上駐車や一時停車等により付近の道路交通へも悪影響を及ぼしている。

このため、自動車通勤している職員や来校者、送迎の保護者等の自動車を収容することができる駐車場を整備するものであり、これにより、学校敷地内や周辺道路交通への悪影響が解消されると考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ　失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき文化財、動植物等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ　事業計画の合理性

起業地は、市立野村小学校近辺の３候補地で比較検討した結果、整備に係る経費比較、周辺環境への影響等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

⑷　法第20条第４号の要件への適合性について

ア　事業を早期に施行する必要性

本件事業は、市の地域防災計画が求める耐震性を満たさず、児童全員を収容することができない狭隘な体育館を改築するとともに、駐車台数の不足がもたらす周辺への悪影響を解消するために駐車場を整備するものであることから、早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ　起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

⑸　結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

高岡市役所

富山県告示第278号

土地改良区の定款変更の認可について

砺波市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、平成26年５月22日認可した。

平成26年５月30日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

富山県告示第279号

土地改良区の定款変更の認可について

福光町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、平成26年５月22日認可した。

平成26年５月30日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

富山県告示第280号

土地改良区の定款変更の認可について

布施川土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、平成26年５月22日認可した。

平成26年５月30日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

富山県告示第281号

土地改良区の定款変更の認可について

滑川中部土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、平成26年５月22日認可した。

平成26年５月30日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

富山県告示第282号

土地改良区の定款変更の認可について

射水平野土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、平成26年５月22日認可した。

平成26年５月30日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

富山県告示第283号

土地改良区の定款変更の認可について

下条用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、平成26年５月22日認可した。

平成26年５月30日

富山県知事　石　井　隆　一

富山県告示第284号

土地改良区の定款変更の認可について

福野町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、平成26年５月22日認可した。

平成26年５月30日

富山県知事　石　井　隆　一

富山県告示第285号

土地改良区の定款変更の認可について

庄東用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、平成26年５月26日認可した。

平成26年５月30日

富山県知事　石　井　隆　一

富山県告示第286号

土地改良区の定款変更の認可について

井波町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、平成26年５月26日認可した。

平成26年５月30日

富山県知事　石　井　隆　一

富山県告示第287号

土地改良区の定款変更の認可について

黒部川左岸土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、平成26年５月26日認可した。

平成26年５月30日

富山県知事　石　井　隆　一

富山県告示第288号

土地改良区の定款変更の認可について

杉原土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、平成26年５月26日認可した。

平成26年５月30日

富山県知事　石　井　隆　一

富山県告示第289号

土地改良区の定款変更の認可について

庄西用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、平成26年５月26日認可した。

平成26年５月30日

富山県知事　石　井　隆　一

富山県告示第290号

土地改良区連合の定款変更の認可について

常願寺川沿岸用水土地改良区連合から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する第30条第２項の規定により、平成26年５月22日認可した。

平成26年５月30日

富山県知事　石　井　隆　一

公　　　　　告

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第４項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により次のとおり公告する。

平成26年５月30日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

１　申請のあった年月日

平成26年５月14日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とやま成年後見人協会

３　代表者の氏名

長井　久美子

４　主たる事務所の所在地

富山県富山市五福９区3995番地

５　定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、成年後見制度の啓発・普及活動を行うこと、及び高齢者・障がい者等が安心して、自らの意思に基づいた日常生活が送られるよう権利を擁護し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

公文書の開示の実施状況

富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第38条の規定により、平成25年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成26年５月30日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

１　公文書の開示請求、決定等の状況

開示請求の件数	左の決定等の件数					
	開示	部分開示	非開示			※その他
				不存在	存否応答拒否	
7,593件	4,309件	2,541件	724件	242件	3件	19件

備考　※印の欄の内訳　取下げ　19件

２　公文書の開示請求の実施機関（部局別）内訳

実施機関		件数	実施機関	件数
知事	知事政策局	119件	議会	12件
	観光・地域振興局	19件	教育委員会	358件
	経営管理部	2,354件	選挙管理委員会	37件
	生活環境文化部	1,900件	人事委員会	0件
	厚生部	1,648件	監査委員	18件
	商工労働部	36件	公安委員会	0件
	農林水産部	888件	警察本部長	26件
	土木部	166件	労働委員会	0件
	出納局	12件	収用委員会	0件
	小計	7,142件	海区漁業調整委員会	0件
			内水面漁場管理委員会	0件
			公営企業管理者	0件
			合計	7,593件

３　不服申立ての状況

⑴　不服申立ての件数　２件

⑵　不服申立ての処理件数　２件（棄却１件、一部認容１件）

保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況

富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第１号）第59条の規定により、平成25年度における保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況を次のとおり

公表する。

平成26年５月30日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

１　保有個人情報の開示請求、決定等の状況

（単位：件）

区分 / 実施機関		書面による保有個人情報の開示請求							口頭による保有個人情報の開示の請求
		請求件数	決定等の状況						請求件数
			開示	部分開示	非開示			その他	
						不存在	存否応答拒否		
知事	知事政策局	6	6	0	0	0	0	0	0
知事	観光・地域振興局	0	0	0	0	0	0	0	0
知事	経営管理部	0	0	0	0	0	0	0	101
知事	生活環境文化部	0	0	0	0	0	0	0	6
知事	厚生部	2	2	0	0	0	0	0	46
知事	商工労働部	2	0	1	1	1	0	0	107
知事	農林水産部	0	0	0	0	0	0	0	0
知事	土木部	4	0	3	1	1	0	0	0
知事	出納局	0	0	0	0	0	0	0	0
知事	小計	14	8	4	2	2	0	0	260
議会		2	2	0	0	0	0	0	0
教育委員会		32	22	3	7	6	0	0	3,595
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会		3	2	1	0	0	0	0	136
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会		2	0	1	1	1	0	0	0
警察本部長		38	1	35	1	1	0	1	0
労働委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0	0	0	0

海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	91	35	44	11	10	0	1	3,991

２　保有個人情報の訂正請求、決定等の状況

該当なし

３　保有個人情報の利用停止請求、決定等の状況

該当なし

４　不服申立ての状況

⑴　不服申立ての件数　１件

⑵　不服申立ての処理件数　答申０件

平成26年５月30日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番